

特別養護老人ホーム楽寿荘重要事項説明書

【福島県指定介護老人福祉施設】

1. 事業の目的

社会福祉法人 楽寿会が開設する特別養護老人ホーム 楽寿荘(以下「事業所」という)の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者が可能な限り、その人らしく、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び利用者の心身の機能の維持改善を図り、できる限り在宅復帰を目的に介護福祉施設サービスを提供することを目的とします。

2. 運営方針

1. 事業所は、施設サービス計画に基づき利用者の心身の状況を踏まえ日常生活上の援助、心身の機能の改善、健康管理等のサービスを提供します。
2. 事業所は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
3. 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との連帯を重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供事業者と連帯してサービス提供に努めます。

3. 施設の概要

1. この施設は心身上、精神上に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、且つ居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用されます。
2. 介護保険制度で原則、要介護3以上の方に限定されます。
ただし、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である場合には、特例的に特別養護老人ホームへの入所が認められます。
別に短期入所生活介護も行っております。短期入所は要支援者の方も利用できますのでご相談ください。
3. 施設の名称 特別養護老人ホーム 楽寿荘
4. 施設の所在地 福島県いわき市四倉町上仁井田字横川 67 番地
5. 電話番号 0246-32-6381
6. 施設長 佐藤 英介
7. 入所定員 110人 短期入所 20人 計130人

4. 居室の概要

1. 当施設では、原則として4人部屋ですが、利用者の心身の状況により居室を変更することがあります。
2. その他の部屋 食堂、静養室、機能訓練室、浴室、医務室、喫茶室

5. 職員の職務、人員及び職務内容

職種	基準要員	当施設配置	主な職務内容
施設長	1名	1名【兼務】	事業所全般を統括・管理
医師	必要な数	1名【非常勤】	利用者の健康管理・診療
生活相談員	2名	3名【兼務】	利用者の相談援助業務
介護支援専門員	2名	4名【兼務】	施設ケア計画の作成・管理
介護職員	40名	46名【兼務】	利用者の生活介護業務
看護職員	4名	7名【兼務】	利用者の看護・診療の補助・機能訓練業務
機能訓練指導員	1名	1名【専任】	機能訓練サービス業務
管理栄養士	1名	3名【兼務】	利用者の栄養指導・給食業務
調理員	必要な数	6名【兼務】	利用者の給食業務
事務員	必要な数	3名【兼務】	事務業務

※短期入所生活介護事業所人員を含む

6. サービスの利用料金（自己負担）

1. 介護保険給付対象となるサービス規定料金は介護保険負担割合証に基づく割合。
2. それ以外の場合は全額自己負担となります。
3. 料金表 1日あたり

		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
①. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		557	625	695	763	829
②. 個別機能訓練加算		12				
③. 看護体制加算Ⅰ		4				
④. 看護体制加算Ⅱ		8				
⑤. 栄養マネジメント加算		14				
⑥. 日常生活継続支援加算		36				
⑦. 処遇改善加算Ⅰ		52	58	63	69	74
(①+②+③+④+⑤+⑥の83/1000)						
⑧. サービス利用料にか かる自己負担(①から⑦ の合算額)	1割負担	683	757	832	806	977
	2割負担	1366	1514	1665	1812	1955
	3割負担	2050	2271	2498	2719	2933
⑧. 食事にかかる標準自己負担額		1,380円（1食当り460円）				
		※但し食費についての負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載される負担限度額				
⑨. 居住費(室料+光熱水費)		840円				
⑩. 自己負担合計 (⑦+⑧+⑨)	1割負担	2,903円	2,977円	3,052円	3,126円	3,197円
	2割負担	3,586円	3,734円	3,885円	4,175円	4,126円
	3割負担	4,270円	4,491円	4,718円	4,939円	5,153円
※月額(31日)	1割負担	90,004円	92,287円	94,637円	96,920円	99,136円
	2割負担	111,189円	115,755円	120,455円	125,021円	129,452円
	3割負担	132,373円	139,222円	146,272円	153,121円	159,769円

- ※ ただし、入所後 30 日に限り、上記料金に初期加算として 1 日あたり 30 円の加算となります。
- ※ 当施設では看護職員が夜間等、看護職員の不在時でも連絡体制を定めて、必要に応じ緊急の呼び出しに応じて出動対応する体制をとっております。「看取りに関する指針」を定め、利用者が重篤な状態となり、「看取り」の介護が必要になった際には、医師から状態をお知らせし、指針の内容に基づいてご本人、ご家族の希望により施設内で終末期を過ごすことが可能です。看取りや緊急対応の際には協力医療機関と連携して対応に当たります。これらの体制にある施設の体制加算が加算されています。
- ※ 病院又は診療所に入院した場合及び居宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金（1 ヶ月に 6 日を限度に 1 日当り 246 円）と居住費となりますのでご了承下さい。
- ※ 看取り介護加算Ⅱ（※死亡日以前 4 日～30 日 144 円、前日 780 円、当日 1,580 円）が加算される場合があります。
- ※ 配置医師緊急時対応加算 配置医師が求めに応じ早朝（6:00～8:00）・夜間（18:00～22:00）又は深夜（22:00～6:00）往診された場合早朝・夜間 650 円／深夜 1,300 円が加算される場合があります。
- ※ 介護保険の保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合には、いったん利用料の全額（10 割）をお支払いいただき、その後市町村に対し保険給付分を請求していただくこととなります。

4. 日常生活上必要な諸費用実費

- ・日常生活上で通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
- ・クラブ活動などの材料代及び複写物の実費
- ・理美容代 ～ 理美容を月 1 回施設にて実施いたします。

【料金】 散髪+顔剃り 2,000 円 散髪のみ 1,500 円 髭剃りのみ 1,000 円

※居室で施行される場合は一律 2,000 円になります。

7. サービスの概要

1. 食事

管理栄養士を配置し、個々の利用者の栄養状態、健康状態に着目した栄養マネジメントを行います。

2. 食事時間

【朝食】 7 時 3 0 分 【昼食】 1 2 時 0 0 分 【夕食】 1 7 時 3 0 分

3. 入浴

入浴又は清拭は週 2 回以上行います。寝たきりの方も入浴することができます。

4. 排せつ介助

排せつの自立を促すため、身体能力を生かした援助を行います。

5. 機能訓練

心身の状況に応じて日常生活に必要な生活リハビリを実施します。

6. 健康管理

看護職員や嘱託医師が健康管理にあたります。

7. 協力医療機関

医療機関の名称	診療科	所在地
医療法人 泰成会 木村医院	内科・消化器科・呼吸器科・外科・リハビリテーション科	いわき市四倉町西三丁目 14-9
鈴木歯科医院	歯科	いわき市平中神谷字宿畑 11-2

* 上記の医療機関で診療を受けることができます。但し、上記の医療機関での診療を強制するものではありません。

8. その他の自立支援、寝たきり防止のための離床、清潔で快適な生活の援助を実施いたします。

8. 貴重品の管理

契約者のご希望により、貴重品管理サービスを利用できます。

1. 管理する金銭の形態

施設の指定する金融機関に預け入れている預金

2. お預りすることが出来るもの

上記の預金通帳、印鑑、年金証書、有価証券

3. 保管管理者

施設長（管理者）

4. 出納方法

預金の預け入れ、払い戻しは備え付けの届出書を提出して下さい。

9. 非常災害対策

自動火災報知機、スプリンクラー設備等の法的設備を完備し、消防計画、緊急時対応マニュアル等により、利用者の生命を第一に、避難、誘導の対応をします。

10. 事故発生時の対応

利用者に関わる事故が発生した場合は、健康、生命を第一に必要な処置を講ずるほか緊急連絡先等ご家族の方、保険者（いわき市）に速やかに連絡するとともに、事故原因、事故状況、内容等を調査し報告いたします。事業者の責に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対し、その損害を賠償いたします。

11. 苦情処理の方法

1. 利用者又はその家族は、提供されたサービス等に苦情がある場合は、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。

2. 事業者は、苦情対応窓口を設置するとともに、苦情が生じた場合には、速やか且つ誠実に対応致します。

苦情受付担当者	酒井 弘文・渡辺トシ子
苦情解決責任者	佐藤 英介
電 話	0 2 4 6 - 3 2 - 6 3 8 1
F A X	0 2 4 6 - 3 2 - 6 3 8 2

いわき市介護保険課長寿支援係 0 2 4 6 - 2 2 - 7 4 6 7

国民健康保険団体連合会 0 2 4 - 5 2 8 - 0 0 4 0

第三者委員	連 絡 先	電話番号
佐藤和子	いわき市四倉町上柳生字宮下 6	0246-33-2967
村井 弘	いわき市四倉町字西二丁目 5-10	0246-32-6605

※福祉サービス第三者評価（外部評価） 未実施

12. 施設利用にあたっての留意点

この重要事項説明書及び契約書と、介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険、その他の関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) 他の利用者に対して迷惑を及ぼすような宗教、政治活動、営利活動を行うこと
- (3) その他決められた以外の物の持ち込み

13. その他の事項

- (1) 諸般の事情を考慮して、代理人をお願いしております。

説明日

令和 年 月 日

サービスの内容について、上記により重要事項を説明いたしました。

【事業者】

所在地 福島県いわき市四倉町上仁井田字横川 67 番地
名称 特別養護老人ホーム 楽 寿 荘
管理者 佐 藤 英 介 ⑩
説明者

サービスの内容について、上記のとおり説明を受け

令和 年 月 日同意いたしました。

【利用者】

住所 _____

氏名 _____ ⑩

【代理人】

住所 _____

⑩